

## 「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）」の概要

### 1 条例の概要について

「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」では、障がいを理由とする差別を解消し、もって障がいの有無にかかわらず、すべての府民が暮らしやすい共生する社会の実現に寄与することを目的に、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する体制の整備並びに啓発活動の実施について必要な規定を設けています。

### 2 条例改正の背景と検討経過について

平成 18 年に障害者権利条約が国連で採択されたことに伴い、平成 19 年に我が国は同条約に署名しましたが、締結に先だって国内法令を整備することとなり、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成 28 年 4 月より施行されました。

大阪府では、障害者差別解消法の施行に伴い、法において具体的な定めのない事項を規定するために「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、法と同じく平成 28 年 4 月より施行しました。

条例の制定にあたって、事業者による合理的配慮の提供については義務付けを求める声もありましたが、事業者への十分な周知期間を確保するために障害者差別解消法と同様に努力義務とされました。

そして平成 30 年度をもって条例施行から 3 年が経過したことに伴い、令和元年度、条例附則の施行後 3 年を目途とした見直し検討規定を踏まえ、知事の附属機関である「大阪府障がい者差別解消協議会」において、条例の施行状況を検討し、課題や対応を整理したうえで、条例の運用上の取組みや必要な方策について令和 2 年 3 月に提言が取りまとめられました。

提言においては「相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備」はうまく機能しており、条例改正は必要なく、同様に「啓発」についても条例改正の必要はないとされました。

一方で、事業者による合理的配慮の提供については、SDGs や大阪・関西万博に向けた共生社会づくりの必要性、義務化による啓発効果や義務化に賛成する意見が多い状況も踏まえ、法的義務化の検討をすすめるべきとされました。

### 3 条例改正案の内容

以上のような状況を踏まえ、大阪府では障害を理由とする差別の解消の推進に関

する条例を改正し、事業者による合理的配慮の提供を義務化することとしました。

あわせて、事業者による合理的配慮の提供に係る相談事案について、大阪府の広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めない場合にはあつせんを求めることができることとしました。

#### 4 今後の予定について

- 令和2年9月府議会に条例案を提案する予定です。
- 施行日は、令和3年4月1日を予定しています。